

(別紙)

諮問番号：令和 7 年度 諮問第 2 号

答申番号：令和 8 年度 答申第 2 号

答 申 書

審査請求人〇〇〇〇が令和 7 年 2 月 1 0 日付けで提起した審査請求に関する審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

第 2 事案の概要

審査請求人は、かほく市長に対し令和 6 年 1 1 月 2 7 日付で公文書開示請求書を提出し、かほく市長はこれを令和 6 年 1 1 月 2 7 日に受付した。

かほく市長は、審査請求人に対し令和 7 年 1 月 2 7 日付で公文書部分開示決定通知書を送付した。

審査請求人は、かほく市長に対し令和 7 年 2 月 1 0 日付で部分開示決定の取消しを求める審査請求書を提出し、かほく市長はこれを令和 7 年 2 月 1 0 日に受付した。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) かほく市町会区長会連合会会則の開示は、同会の活動目的に照らし、広く周知・理解を得るために積極的な開示が必要であり、非開示対応は疑問である。以前に会則を公開されており、今回の非開示処分との「統一・整合性」がなく、かほく市情報公開条例第 7 条第 7 号を根拠とした非開示処分には違法手続きが強く

疑われる。積極的な公開が大原則であると思うので、開示することを求める。

- (2) かほく市町会区長会連合会について、会則第3条にて事務局を総務課に置く旨の記載があるが、その手続や運用を示した書類（兼務辞令等）がないことが不自然である。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) かほく市町会区長会連合会会則については、かほく市情報公開条例第7条第7号に該当するため（実施機関からの要請を受け非開示）、非開示とした。
- (2) その他の審査請求人が請求するかほく市町会区長会連合会に関する文書については、存在する文書は全て開示したが、審査請求人が請求した文書に該当する文書が不存在であるため非開示決定とした。

3 口頭意見陳述の内容

口頭意見陳述における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 町会区長会連合会などの団体に対し、公金（交付金等）が支出されているにもかかわらず、その根拠となる会則等が非開示・不存在とされていることを「不正隠し」ではないか。
- (2) 総務課長が町会区長会連合会の事務局長を兼務しているが、地方公務員法（職務専念義務）との兼ね合いが不透明であり、併せて公金支出の経緯が不明瞭であることから、行政が特定の団体を付度・優遇しているのではないか。
- (3) 行政は隠し事をせず、法律に基づいた正しい情報公開を行うべきである。

第4 審査会の調査審議の経過

令和7年12月19日 諮問受付

令和8年 5月11日 第1回審議

令和8年 6月18日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令の規定

『かほく市情報公開条例』

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。

(1) ～ (6) (略)

(7) 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第11条 (略)

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 本件処分の妥当性について

(1) 『かほく市町会区長会連合会会則』について

処分庁は、実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であるものとして、本件処分のもととなる公文書開示請求においては、条例第7条第7号該当として非開示の決定をしたものであると説明している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、かほく市町会区長会連合会の内部規定において、平成27年より当該連合会に関する文書については、町会長・区長からの申請によって公開するものとしており、当該連合会の要請があったとして開示しなかった本件決定は妥当であると判断される。

なお、「かほく市町会区長会連合会」は、当該情報について、町会又は区の構成員に対して公開することはもちろん、町会長又は区長を通しての開示請求には開示することとしていると伺っており、審査請求人が主張する「積極的な公開」は既に行われているものと思料する。

(2) その他のかほく市町会区長会連合会に係る公文書について

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該文書については、実施機関が開示した文書以外に新たな文書も発見されなかった。

審査請求人は、かほく市町会区長会連合会会則を引用し、「事務局をかほく市総務部総務課に置く」との規定を根拠に、兼務辞令等の文書が不存在であるのは不自然である旨主張するが、処分庁は市町会区長会連合会について、市の業務や事務と密接な関連を有し、市の施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要である団体であり、当然に職務専念義務が免除されているとしている。したがって、処分庁が公文書として保有していないとしても、不合理な点はない。

このほか、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、本件開示請求に係る公文書について部分開示決定したことは妥当である。

3 結論

以上により、当審査会は第1記載のとおり、答申する。

かほく市行政不服審査会